

## 本人申出による記録訂正の事務処理について(厚年、通知発出)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

- ▶ 本人からの申出による厚年基金の記録訂正(記録突合ではない)に係る事務処理について通知<sup>1</sup>が発出されましたのでご案内します。
- ▶ 記録訂正については平成19年10月に通知<sup>2</sup>が発出されておりましたが、今回明らかになった主なポイントは以下の通りです。

『第三者委員会で国の記録が訂正不要と判断(非あっせん)され、当該記録が基金記録と異なる場合には、事業主等に記録訂正の届出提出を勧奨し、当該届出に基づき基金記録を訂正する。<sup>3</sup>』

これまでの通知と今回の通知をまとめると、下図のような取扱いとされます。

- 1 「厚生年金基金加入員原簿の記録の整備等に係る事務処理について」平成21年3月30日 年企発第0330002号
- 2 「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について」平成19年10月9日 年発第1009001号(☎ニュースNo.78)
- 3 記録突合にかかる非あっせんとなった場合の取扱いについては、「厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について 平成21年3月9日 年企発第0309001号(☎ニュース No.142)」に明示されています。

記録訂正(記録突合ではない)のパターン	基金の対応
被保険者等からの申出に基づき社会保険事務所で訂正	事業主等の届出により基金記録訂正 (☎ニュースNo.78、H19.10.11付)
第三者委員会が国の記録訂正が必要と判断(あっせん)	厚生年金特例法の対象となる場合:厚生年金特例法の手続きにより基金記録訂正(☎ニュースNo.88、H20.1.22付) ----- 上記(厚生年金特例法対象)以外で国の記録=基金記録の場合:国の訂正結果と加入員原簿等と一緒に保存 (今回明示された)
第三者委員会で国の記録訂正が不要と判断(非あっせん)	国の記録 基金記録の場合:事業主等の届出により基金記録訂正 (今回明示された)